新ひだか町成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成２４年３月３０日要綱第１６号
改正　平成２５年３月２９日要綱第　９号
改正　平成２８年３月１８日要綱第　９号
改正　令和　２年１月２７日要綱第　２号
改正　令和　７年２月　３日要綱第　２号

（目的）

第１条　この要綱は、町内に居住する判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「対象者」という。）の保護を図るために、町が老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第３２条、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第２８条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５１条の１１の２の規定に基づく場合及び対象者、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人等が民法（明治２９年法律第８９号）第７条、第１１条、第１５条第１項等に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合について、必要な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な者に対し、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援することを目的とする。

（支援事業の対象者）

第１条の２　支援事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 新ひだか町に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１３条第１項に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居している者（以下「特例施設入所者」という。）で、新ひだか町以外の市区町村から特例施設入所者として、適用されている者。

イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律１２３号）第１９条第３項及び第４項に規定する特定施設に入所している者（以下「特定施設入所者」という。）で、新ひだか町以外の市区町村から特定施設入所者として、支給決定されている者。

(2) 新ひだか町が特例施設入所者として、適用している者。

(3) 新ひだか町が特定施設入所者として、支給決定している者。

（審判請求の判断基準）

第２条　町長は、審判請求を行う必要性の可否についての判断に当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して決定するものとする。

(1) 対象者の事理を弁識する能力

(2) 対象者の健康状態、生活の状況及び資産の状況

(3) 対象者の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否、当該親族等による対象者の保護の可能性並びに当該親族等が審判請求を行う意思の有無

(4) 行政等が行う各種施策及びサービスの利用並びにこれらに付随する財産の管理など日常生活上の支援の必要性

(5) その他町長が確認を必要とする事項

（町民等の町長への通報）

第３条　次に定める者は、対象者が第１条の目的で定める成年後見制度の利用を必要とする状態にあると判断したときは、審判請求の申立てを町長に通報することができる。

(1) 社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）で定める社会福祉事業に従事する職員及び福祉事務所の職員

(2) 介護保険法に定める介護保険サービス事業に従事する職員

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業に従事する職員

(4) 医療法（昭和２３年法律第２０５号）に定める病院及び診療所の職員

(5) 地域保健法（昭和２２年法律第１０１号）に定める保健所の職員

(6) 民生委員

(7) その他対象者の日常生活のために有益な援助をしている者

２　町長は、前項の規定により通報を受けたときは、対象者等への面談を行い、第２条の規定に基づき、必要があると判断したときは速やかに申立てを行うものとする。

（審判請求の手続き）

第４条　審判請求に係る申立書、添付書類、予納すべき費用その他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求の費用負担）

第５条　町長は、家事事件手続法（平成２３年法律第５２号）第２８条第１項の規定により、町長が行う審判請求に係る費用を負担する。

（審判請求費用の求償）

第６条　町長は、審判請求費用について対象者、親族等が負担すべきであると判断したときは、町が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第２８条第２項の規定に基づく手続費用の負担命令に関する申立てを審判請求の申立てと併せ、家庭裁判所に対し、後見開始等の審判申立費用に関する上申書（別記様式第１号）により行うものとする。

２　町長は、家事事件手続法第２８条第２項の命令に関する求償権が得られた場合は、後見開始等審判請求に要した費用の請求書（別記様式第２号）により成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）を通じ、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）に対して当該費用を請求するものとする。

（親族等への情報提供）

第７条　第２条第３号において、町長が親族等に対して当該親族等による審判請求を行う意志の有無を確認する場合には、必要に応じて、対象者の状況等の情報を必要の範囲内で当該親族等に提供することができる。

２　前項において、情報の提供を行う場合には、新ひだか町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第１号）に基づき個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

（費用の助成）

第８条　町長は、次に掲げる者が負担すべき審判請求費用及び成年後見人等の報酬を助成することができる。

(1) 生活保護受給者

(2) 資産、収入等の状況から前号の者に準ずると認められる者

２　審判請求費用の助成対象経費は、審判開始申立手数料、登記手数料、郵便切手代、鑑定料、事務手数料その他審判に必要な費用（診断書料を除く。）とし、７０，０００円を限度額とする。

３　成年後見人等（対象者の配偶者及び四親等内の親族を除く。）の報酬に対する助成額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とし、かつ、次の金額を限度額とする。ただし、助成額の支給対象は、報酬付与の審判の決定を受けたもののうち、

付与申立て直近１年分のものに限る。

(1) 在宅生活者　　月額２８，０００円

(2) 施設等入所者　月額１８，０００円

（助成の申請）

第９条 助成を受けようとする成年被後見人等は、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（別記様式第３号）に次に掲げる書類を添付して家庭裁判所の審判確定日から起算して９０日以内に町長に提出しなければならない。

(1) 後見開始等審判請求に要した費用の請求書の写し

(2) 報酬付与の審判の決定通知書の写し

(3) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し等、成年被後見人等の資産及び収入の状況が確認できる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

２　第８条第１項に規定する者が家庭裁判所に審判請求の申立てをする場合は、審判請求に要する費用について、現物（収入印紙及び郵便切手）での交付ができるものとし、助成を受けようとするときは、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書に必要な費用の根拠資料を添付して申請するものとする。

３　町長は、前２項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第４号）により通知するものとする。

（報告義務）

第１０条　成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

（助成の中止）

第１１条　町長は、成年被後見人等の資産状況若しくは生活状況の変化若しくは死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき又は著しく変化したときは、助成を中止し、又は助成の金額を増減することができる。

（助成金等の返還）

第１２条　町長は、虚偽又は不正な行為により助成金を受けた者に対し、その助成金について返還を命ずることができる。

２　審判請求費用の助成交付を受けた者は、家庭裁判所から手数料等の返納があった場合は、速やかに町長に返還するものとする。

（未支給の助成金）

第１３条　対象者が死亡した場合において、その者に支給すべき審判請求費用及び成年後見人等の報酬で支給しなかったものがあるときは、成年後見人等であった者は、第９条の規定により助成金を申請することができる。

（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２９日要綱第９号）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月１８日要綱第９号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の新ひだか町重度障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱等の規定は、この要綱の施行の日以後の処分に係る通知について適用し、同日前の処分に係る通知については、なお従前の例による。

附　則（令和２年１月２７日要綱第２号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年１月２７日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の新ひだか町成年後見制度利用支援事業実施要綱第９条第１項の規定は、この要綱の施行の日以後に家庭裁判所の審判が確定した費用等の助成金の申請について適用し、同日前に家庭裁判所の審判が確定した費用等の助成金の申請については、なお従前の例による。

附　則（令和７年２月３日要綱第２号）

（施行期日等）

１　この要綱は、令和７年２月３日から施行し、令和６年１１月１日（以下、「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の新ひだか町成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この要綱の適用日以後の申請に係るものから適用し、適用日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

別記様式第１号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

家庭裁判所　様

新ひだか町長　　㊞

後見開始等の審判申立費用に関する上申書

新ひだか町では、「　　年（家）第　　号」事件の審判の申立てを行うにあたり、それに係る手続費用を負担しております。

つきましては、家事事件手続法第２８条第２項により、次の申立対象者に対し、申立て費用の負担を命じて頂くよう、お願い申し上げます。

記

１　申立対象者
　住　所
　氏　名

２　申立人
　新ひだか町長

３　手続費用

４　申立ての理由

別記様式第２号（第６条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

新ひだか町長　　㊞

後見開始等審判請求に要した費用の請求書

年　　月　　日に　　家庭裁判所にて行った後見開始等審判請求に要した費用について、新ひだか町で負担しておりますので家事事件手続法第２８条第２項の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

１　審判請求の内容

(1) 氏　名

(2) 住　所

(3) 審判請求の類型

２　審判請求に要した経費

３　請求金額等

(1) 請求金額

(2) 納付期限　　年　月　日

別記様式第３号（第９条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

年　　月　　日

新ひだか町長　　様

申請者　　住　所
（成年被後見人等）氏　名　　㊞

代理人　　住　所
（成年後見人等）　氏　名　　㊞
関　係

次のとおり、成年後見制度利用支援事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

１　成年被後見人
　住　所
　氏　名

２　助成金交付申請額　　円

３　費用の種類
　□　審判請求費用
　□　審判請求費用（収入印紙及び郵便切手）
　□　成年後見人等への報酬

４　添付書類
　□　後見開始等審判請求に要した費用の請求書の写し
　□　後見開始等審判請求に要する費用の資料
　□　報酬付与の審判の決定通知書の写し
　□　成年被後見人等の資産及び収入の状況が確認できる書類
　□　その他町長が必要と認める書類

別記様式第４号（第９条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書

第　　号
年　　月　　日

様

新ひだか町長　　㊞

年　　月　　日付けで申請のありました成年後見制度利用支援事業助成金の交付申請について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

記

助成決定額	円
却下理由	
その他	※記載例（この助成金は、収入印紙及び郵便切手での交付とする。なお、後日、家庭裁判所から切手等の返納があった場合は、速やかに町長に返還してください。）

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、新ひだか町長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、新ひだか町を被告として（訴訟において新ひだか町を代表する者は新ひだか町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。